

「公益充実資金」に関する規程

令和8年1月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、本会の公益事業（公益事業1および公益事業2）の継続的实施および強化に係る費用等の支出に充てるのために必要な資金として積み立てる公益充実資金（以下「本資金」という。）に関し、必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 本資金の使途は、会計処理規程に関する細則（令和8年1月16日改正）に定める経理区分：公益事業（公益事業1および公益事業2）に限定する。

(構成)

第3条 本資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 本資金とすることを指定して寄附された資金、募金、等
- (2) 理事会において本資金に繰り入れることを議決した資金
- (3) 本資金の運用益

(本資金の内容と積立限度額)

第4条 本資金の必要性と限度額は次に掲げる通り、4,200万円（10年）とする。

- (1) 将来の収入減少に備えた積立と限度額  
本会の年間費用は1600万円～2000万円、これに対して収益構造は極めて脆弱、補助金300万円の受入れ期間5年間も残り2年間で継続の保証は無い。  
固定的費用（人件費、事務室賃借料、等）だけで約1200万円が必要、将来の収入減に備えて、2年間分の固定的費用2400万円を限度額とする。（期間10年）  
注）主な収益：会費収益約1000万円、事業収益約300万円、補助金300万円、他
- (2) 将来の公益事業の維持、強化のための積立と限度額  
本会事業の維持には、上記固定的経費以外に、約400万円～800万円が必要。  
本会創立150周年を2029年に迎えるに当たり、シンポジウム、講演会活動等をさらに活性化する必要がある。そのための費用として2年間分の1600万円、及び、これら成果の普及のためのWebサイト更新、英語化等に係る費用200万円、合計1800万円を限度額とする。（期間10年）

(取り崩し)

第5条 本資金の取り崩しは、計画的に事業の実施に充当するものとし、毎事業年度の開始前に策定する予算に計上することを要する。

2. 事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて本資産を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(処分)

第6条 事業の実施上やむを得ない事由により、第2条の(使途)以外のために本資産を処分しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2. 前第2条の(使途)であって、第4条第1項の予算に計上あるいは理事会承認を得た取り崩しは、事務局長の決済で実施できる。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

付 則 この規程は、令和8年1月16日から施行する。